

令和5年度

北海道教育大学

附属函館幼稚園だより

NO. 4【号】



## 職業倫理と守秘義務

附属函館幼稚園園長 外崎紅馬

来月から教育実習が始まる。言うまでもなく、実習は教員免許を取得するために必須のものであるが、幼稚園や小学校など実際の現場で学ぶことだけを指して「実習」と言うわけではない。実習は「実習事前指導」「現場実習」「実習事後指導」の3段階ある。現場実習自体は概ねひと夏という短い期間だが、その前後の事前指導、事後指導を合わせると、教育実習そのものは1年間に及ぶ学習期間となる。

現場実習の初日は、私も実習生に直接指導を行う。特に念を押して指導する事項は「守秘義務」についてである。教育は対人サービスのひとつであり、そのような業態である以上、園児やそのご家庭のプライバシーに触れる場合がある。逆に、プライバシーに触れないで行える業務のほうが少ないかもしれない。そのため業務上知り得た情報については、その秘密を保全し、守秘義務を遵守することが職業倫理として求められる。

実習生だからといって、守秘義務が免除されるわけではない。そのため、第三者がいる場では、実習中に得た情報ばかりでなく、園児の様子や園児とのやりとりも軽々しく口にするのではないよう指導している。学生が情報を漏洩しがちなのは、1日の実習が終わってからの帰り道である。実習生同士で帰るその道すがら、もしくはバスの中などで実習中にあった出来事をお互いにおしゃべりしあいながら帰ることが多いが、概してそのときに情報は洩れる。学生といえど、園の業務に関わる以上、最低限求められる職業倫理はある。

この職業倫理が欠如している者や良識に欠ける言動に無自覚な者は、教育という仕事には向いていない。また、守秘義務を遵守できない者や体裁を取り繕うために口から出まかせの嘘をつき平気な顔をしている厚顔無恥な者は、教育現場にいるべきではない。学生には実習初日にその旨を徹底させてから、保育室に向かわせている。

